

旅館業に関する規制について

厚生労働省

平成29年2月23日

旅館業法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、ホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業に統合して規制緩和を図るとともに、無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の創設及び罰金の上限額の引上げ等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ホテル営業及び旅館営業の営業種別の旅館・ホテル営業への統合

ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とする。

2. 違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業者等に対する規制の強化

(1) 無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限規定の措置を講ずる。

(2) 無許可営業者、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を引き上げる。

3. その他民泊新法との整合性を踏まえた所要の措置

施行期日等

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

「旅館業規制の見直しに関する意見」への対応の検討状況

(1) 「撤廃すべき」とされた規制について

令：旅館業法施行令における規定

要：旅館業における衛生等管理要領における規定

客室数の最低数

(ホテル：10室以上、旅館：5室以上(令))

対応の方向性

ホテル・旅館の一本化(法改正)にあわせ、撤廃する。

寝具の種類

(洋室：洋式の寝具(令)、和室：和式の寝具(要))

対応の方向性

撤廃する。

客室の境の種類

(洋室：壁造り(令)、和室：壁・板戸・ふすま等による区画(要))

対応の方向性

客室の境の種類に関する規制については撤廃する。

採光・照明設備の具体的要件

(適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること(令))

採光：窓など採光部分の面積が8分の1以上等、照明設備：場所ごとの必要な照度(要))

対応の方向性

採光 建築基準法令に準じた規定に改める。

照明 数値による規制については撤廃し、定性的な表現に改める。

便所の具体的要件

- (ホテル：水洗式で座便式のもの(令)、旅館：適当な数(令)
収容定員に応じた大便器・小便器の数等(要))
- 対応の方向性
- 数値による規制については撤廃し、定性的な表現に改める。

(2) 「公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明し得る必要最小限のものとするべき」とされた規制について

客室の最低床面積

- (洋室：9 m²以上、和室：7 m²以上(令))
- 対応の方向性
- ホテル・旅館の一本化(法改正)にあわせ、ベッドの有無に着目した規制に改める。

入浴設備の具体的要件

- (ホテル：洋式浴室又はシャワー室(令)
旅館：適当な規模(近接して公衆浴場がある場合等は除く)(令)
床面・浴槽底面のおおむね100分の1.5以上の勾配等(要))
- 対応の方向性
- ホテル・旅館の一本化にあわせ、規制の緩やかな現在の旅館の水準に統一する。
また、レジオネラ症などの感染症対策及び利用者の安全等に必要な規定については維持し、
それ以外の規定については撤廃する。

(3) 玄関帳場の規制について(令、要)

対応の方向性

- 「受付台の長さが1.8m以上」等の数値による規制については撤廃する。
- ICTの活用等により対面でのコミュニケーションに代替する方策について、具体的に検討した上で、ICTの活用等による適用除外を認める方向。